

令和２年度公益財団法人中央果実協会公募事業
加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業（省力型栽培技術体系等の導入の取組）
実施要領

1 事業の目的

この事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、加工専用園地を育成するための産地における加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とし、実需者が求める品質・価格の果実を、産地にもメリットがある労力・経費で安定的に供給するため、既存の知見や技術等を活用した病虫害対策、土壌改良等の作柄安定技術、省力化技術体系等（以下、「省力型栽培技術体系等」という。）の導入を実証する取組を支援する。

2 事業の内容

本事業の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- （１）省力型栽培技術体系等の導入計画の策定及びそのための生産者及び実需者が参加する検討会の開催、需要調査・生産流通コスト調査
- （２）（１）の計画に基づき省力型栽培技術体系等の導入を実証するため、以下の①～②の取組を実施することができる。
 - ① 展示ほの設置、既存の知見や技術等の実証、研修会の開催、栽培マニュアルの作成、産地指導
 - ② 果実の品質評価に係る取組に必要な評価会の開催、加工品等の試作、果実の成分分析、実需者・消費者へのアンケート調査
- （３）本事業で取り組んだ内容を報告書にまとめる。

3 事業実施者

事業実施者は、①生産出荷団体、②生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び③生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

4 補助率、補助額の上限

補助率は定額とする。補助額は、事業の実施に必要な額とする。

5 補助対象経費

- （１）本事業の補助対象となる経費は、次のとおり。
 - ① 実証計画の作成については、検討会資料印刷費、検討会会場借上費、委員旅費・謝金、需要調査・生産流通コスト調査に係る旅費・調査員手当、アルバイト賃金 等
 - ② 省力型栽培技術体系等の実証に向けた取組については、展示ほ借上費、展示ほ資材費、機材リース・レンタル費、実証データに係る調査・分析費、マニュアル印刷費、研修会資料印刷費、講師旅費・謝金、会場借上費、指導旅費、指導資材費 等

③ 果実の品質評価に係る取組については、評価会資料印刷費、会場借上費、委員旅費・謝金、加工品試作費、果実分析費、試作・分析用サンプル果実費、アンケート調査・分析費 等

④ 報告書作成費については、外部委員への執筆謝金、印刷製本費 等

ただし、事業実施者が消費税の課税事業者である場合、上記経費に係る消費税仕入控除税額については、仕入税額として納付税額からの控除の対象となるため、補助の対象としない。

(2) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。この場合、委託費の上限は事業費の総額の2分の1以内とする。

6 事業実施者の公募

(1) 上記の事業を実施するため、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）は「公益財団法人中央果実協会事業公募要領」（以下「公募要領」という。）及び本実施要領に従い、適切な団体・機関を公募する。

(2) 応募しようとする者は、公募要領等に従い、別紙様式（1）の事業実施計画承認申請書に必要事項を記入し、2部（うち代表者印のある書類は1部）を中央果実協会に提出する。

ただし、事業実施者が都道府県の区域を越えないでこの事業を行う場合にあっては、果樹農業振興特別措置法第4条の4第2号に規定する都道府県法人に提出するものとし、6（4）から11の手続きについても都道府県法人を通じて行うものとする。

(3) 事業実施計画の採択に当たっては、公募要領に基づき審査する。この場合下記ア～エの事項に留意するものとする。なお、審査においては、事業実施計画の一部修正等採択に当たっての条件を付すことがある。

ア 本事業に係る受益農家が5戸以上であること。

イ 実需者を検討会・協議会に参画させるなどして、実需の意見を踏まえた事業実施が行える体制とすること

ウ 事業実施計画に沿って、事業を的確に実施できると見込まれること。

エ 本事業に係る事業及び経理の執行において、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 中央果実協会は、審査の結果について応募者に通知する。

7 補助金の交付申請

(1) 審査の結果採択された事業実施者は、速やかに別紙様式（2）の補助金交付申請書を中央果実協会に提出する。

(2) 中央果実協会は、前項の補助金交付申請書を受け取ったときは、承認された事業実施

計画に基づき補助金の交付決定を行い、事業実施者に通知する。

8 事業の実施期間

令和3年2月28日まで

ただし、事業開始日は、補助金交付決定日以降とする。

9 事業の実績報告

事業実施者は、事業を完了したときは別紙様式（3）事業実績報告書兼補助金支払請求書により速やかに中央果実協会に報告するものとする。報告の期限は令和3年3月5日とする。

10 補助金の額の確定と支払い

（1）中央果実協会は、前項の事業実績報告書兼補助金支払請求書の内容が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、事業実施者に支払う。

（2）補助金の確定額は、補助事業に要した実支出額と7の（2）の交付決定額とのいずれか低い額とする。

11 事業の実施に係る留意事項

（1）3の②の生産出荷団体と連携して取り組む事業者は、事業の申請時に、連携を確認できる書類を添付する。

なお、連携を確認できる書類は、事業計画承認申請時に添付することを原則とするが、やむを得ない場合は、採択後、補助金交付申請書の提出時まで提出することとする。

（2）取引価格については本事業の取組により合理的な価格形成を行うこととし、不当な利益又は損害を得る者が無いようにする。

（3）本事業は国内における加工・業務用需要に向けた加工専用園地の育成を目的とするため、加工原料の輸出等海外向けの調査・取組は補助の対象としない。（輸出を念頭に置いた加工品を国内で製造する場合は差し支えない。）

（4）事業実施者は、事業の実施中に変更を生じた場合は、速やかに中央果実協会に通知するものとする。

12 その他

（1）本事業の補助金には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等が適用される。

（2）事業実施者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければならない。

（3）事業実施者は、経理担当者を置き、補助金を区分経理し、適正な管理（預金口座の管

理、会計帳簿への記帳・整理保管等財産の取得及び管理など）を行うこととする。

(4) 補助対象経費であっても、領収書等その明細が明らかなものについては、補助金を支出しない。

(5) 上記11の(4)の事業の変更のうち、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項については、上記6の(2)に準じて計画の変更を行う。なお、これら以外の軽微な変更については実績報告をもって代えることができる。ただし、計画変更を申請して承認された場合を除き、補助金の額は補助事業に要した実支出額と当初の交付決定額とのいずれか低い額とする。

13 事業の内容についての問い合わせ先

(公財) 中央果実協会横井、有田、今井

電話 03-3586-1381

ウェブサイト <https://www.japanfruit.jp/contact>